

任意継続保険料納付証明書について

確定申告や年末調整の際の社会保険料については控除の対象となります。基本的には納付証明書の添付は必要ないとされております。
確認のため提示を求められたら、領収書等を提示していただくことになります。
詳細については税務署へご確認ください。

万が一領収書等を紛失された場合は [**「任意継続保険料納付証明書交付願」**](#)
を当組合経理課まで郵送してください。
納付証明書を発行し郵送いたします。

(注意)

証明期間は1月～12月の期間に支払った分となります。
前納されている場合、支払年月をもとに証明いたします。

証明書の発行についてご不明な点は経理課までお問合せください。

送付先
〒103-8554
東京都中央区日本橋堀留町1-9-6
東京織物健康保険組合 経理課
TEL03-3661-2251